

占用物件について(その1)

道路局路政課道路利用調整室

(研修を終えて出勤してきた大野係員)

大野係員

おはようございます。研修中留守にしましたが、その間いろいろとありがとうございました。私がいらない間に何か変わったことはありませんか。

坂上係員

研修前に大野君から頼まれていたものは全部片づけちゃったし、特に何もなかったわよ。

大野係員

そうですね。ありがとうございます。

坂上係員

それより、研修はどうだったのよ。例の記念碑の話は盛り上がった？ えっ、えっ、どうだったのよ、早く教えなさいよ。

大野係員

記念碑は、やはり研修に行く前に検討したとおりのことを講師の方もおっしゃっていました。それから、許可した事例がある自治体の方にいるいろと伺ったのですが、やはり、道路の

交通に支障のない場合に限って占用を認めたり、自治体の担当部局を占用主体とすることによって、物件の維持管理については自治体が責任を持つ、といった対応を取られているようにしました。

坂上係員

今後、うちの事務所の管内でもそうした要望があるかもしれないから、いろいろと参考になりそうね。後でいいからメモにまとめて教えてね。

大野係員

わかりました。早速まとめます。

坂上係員

その他に何かおもしろそうな話はあった？

大野係員

市役所の方から、住民がゴミを置いておく「ゴミステーション」の占用について提案があった。班の中で検討はけっこう白熱しましたね。生活に密着したのだから認めるべきだという方もいれば、道路の交通等に支障が生じる

から認めるべきではないという方もいて、意見は人それぞれでした。うちの班は、道路交通に支障が生じない場合は認めることも検討すべきだという結論になりました。

坂上係員

この事務所管内の市町村は、民地にゴミステーションを設置している例はあるけど、道路上に設置している例はないわよね。道路上がゴミ集積場所になる場合は、エリアは決まっているけど、ブロックや工作物として箱の形態で継続的に設置している例は見たことがないわね。東京ではカラス除けの網を張っているようだけれど、網は継続して設置するわけではないから、占用物件として取り扱うべきものではないし。ちなみに、そうした要望を申し出てくるのは地元の住民の方なの？

大野係員

地元の町内会から「路上にゴミが散乱して片づけるのが大変なので設置することを認めて欲しい。」といった要望が多いようです。

市役所の環境担当部局もゴミステーションを設置することにより、路上にゴミが散乱することを防げるので、積極的に対応していきたいと考えているところもあるようです。

坂上係員

だけど、道路管理者の立場としては、ゴミステーションの設置によって、道路の交通や構造

に支障が生じる可能性があるのだから簡単に認めるわけにはいかないわよね。それに、そもそもゴミステーションは占用物件として適格性があるのかしら。講師の方からはどんな説明があったの？

大野係員

そもそも、ゴミステーションの設置については、道路交通や道路の構造に加えて、道路の美観や環境維持の上でも支障となるので、あまり積極的には考えていないようでした。ただし、特に、市町村道の場合は、地元住民の生活と密着しており、道路の主な利用者が地元住民にある程度限定されること、道路管理業務と清掃業務を行っている者が同じ市町村長であるので、場合によっては、道路管理者がやむを得ないものと判断して、占用を許可する場合も出てくるのではないかとおっしゃっていました。

坂上係員

確かに生活と密着しているわね。許可する場合はどのように対応するのかしら？

大野係員

まず、占用物件として道路法第三二条の第何号物件に該当するのかということについては、ごみ箱については、第一号物件として取扱うこととされていることを考えると(※)、ゴミステーションについても第一号物件として取り扱おうのが適当ではないかとのことでした。

※「公衆用ごみ容器の占用について」(昭和三八年七月八日 道発第三〇号建設省道路局長通知)
公衆用ごみ容器の占用については、道路法第三二条第一項第一号該当物件として処理された。

坂上係員

無余地性や占用の場所、物件の構造については政令で定める基準に適合しなければ占用を認めることはできないの言うまでもないけど、他にどんな話があったの？

大野係員

物件の構造については、提案された事例の中で「木造で高さが二メートル程度」ということでしたので、「材質が木製であると、火災により道路の構造等に支障を及ぼす可能性があるのではないか。」「基礎等で固定されていないことから倒壊等の可能性があるのではないか。」「高さが二メートルでは、運転手の死角となるので、もっと低い構造のものとするか、材質を透明性のあるものとすべきである。」といった意見が研修生からありました。

それから、占用主体については、講師の方は、地元市町村の環境担当部局とし、占用物件の管理を市町村が行うことにより、占用物件の安全性及び問題があった際の迅速な対応がより期待できるので、地元市町村を占用主体とするのがよいのではないかとおっしゃっていました。

坂上係員

確かにそのとおりだわね。占用許可の適否に

ついて判断するに当たっては、様々な観点から総合的に考える必要があるということが再認識できたわね。大野君も参考になったんじゃない？

大野係員

そうですね。とても勉強になりました。ところで坂上さん、僕の机の上に書類が積んであるんですが、これはなんですか。

坂上係員

なに寝ぼけたこと言っているのよ。二週間分の占用申請の書類よ。処理期間中に早めにやっておかなければいけないから、手続きは私の方で全部済ませておいたから。ちゃんと見ておいて、内容を把握しておくのよ。わかった？

大野係員

はあ。結構あるなあ。

坂上係員

そうそう、大野君。新しい課長がお見えになっているから御挨拶しなきゃ。

大野係員

えっ、どちらですか。

坂上係員

今、お見えになったわ。課長、彼が大野君です。

大野係員

大野と申します。よろしくお願ひします。

菊池課長

菊池です。こちらこそよろしく。(つづく)